

未利用財産の利活用に係るサウンディング型市場調査実施要領

令和 8 年 7 月 2 2 日

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

1 調査の名称

未利用財産の利活用に係るサウンディング型市場調査

2 調査の目的

本県では、平成 2 8 年 3 月に策定した鳥取県公共施設等総合管理計画により公共施設等の効果的かつ効率的な管理、利活用に取り組んできたところです。また、令和 8 年 3 月に第 2 期鳥取県公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等のより一層の有効かつ適正な維持管理・活用に取り組んでいくこととしています。

このたび、港湾貨物利用が低下した米子港のふ頭用地を活用して、米子港周辺ウォーターフロント活用策の基本コンセプトに沿った民間事業者による米子港の活性化を図るため、当該土地の売却、貸付等の希望を確認します。

3 調査の対象財産

別紙「米子港 未利用財産の利活用について」のとおり

4 意見受付及び対話の実施

(1) 期間

令和 8 年 7 月 2 2 日（水）～ 8 月 3 1 日（月）

(2) 対象者

財産の購入又は利活用事業（貸付等含む）の主体となる意向を有する法人又は法人のグループ、任意団体、個人

(3) 意見提出のみの場合

ア 意見書提出先

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

〒680 -8570 鳥取市東町 1 丁目 220

電 話：0857-26-7612 F A X：0857-26-7616

電子メール：gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

イ 提出書類

様式 1 意見書

(4) 対話を希望する場合

ア 意見交換会の場所

鳥取県庁

※WEB会議も可とします。

イ 提出書類

様式 2 事前ヒアリングシート

ウ 内容

事業者自らが事業に関わることを前提に、ご意見・ご提案について対話を行います。

併せて、未利用財産の利活用に係る市場性や課題等、今後の公募条件など県に対して配慮を希望すること等があれば、ご意見をお聞かせください。

また、対話当日は、事前に提出いただいた事前ヒアリングシートに沿ってご説明をお願いします。

エ その他

事前申込制です。日時及び場所は申込をいただいた後、個別に調整します。

5 質問の受付

対話の実施内容等について、質問がある事業者は、令和8年8月5日（水）までに7の問い合わせ先へ電子メールでご質問ください。質問に対する回答については、質問者名を伏せたうえで、とりネット（県行財政改革推進課ホームページ）に掲載します。

6 留意事項

（1）参加の扱い

本市場調査（対話）への参加実績は、入札及び事業者選定における評価の対象とはなりません。

（2）実施結果の公表

市場調査（対話）の実施結果については、概要をとりネット（県行財政改革推進課ホームページ）で公表します。

（3）参加除外要件

令和8年7月22日（水）から8月31日（金）までの間のいずれの日においても、次の要件に該当している場合は、本市場調査（意見書の提出・対話）に参加することができません。

ア 事業者提案募集及び入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

エ その他知事が不適当と認める者

7 問い合わせ先

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課（担当：岡垣、田中）

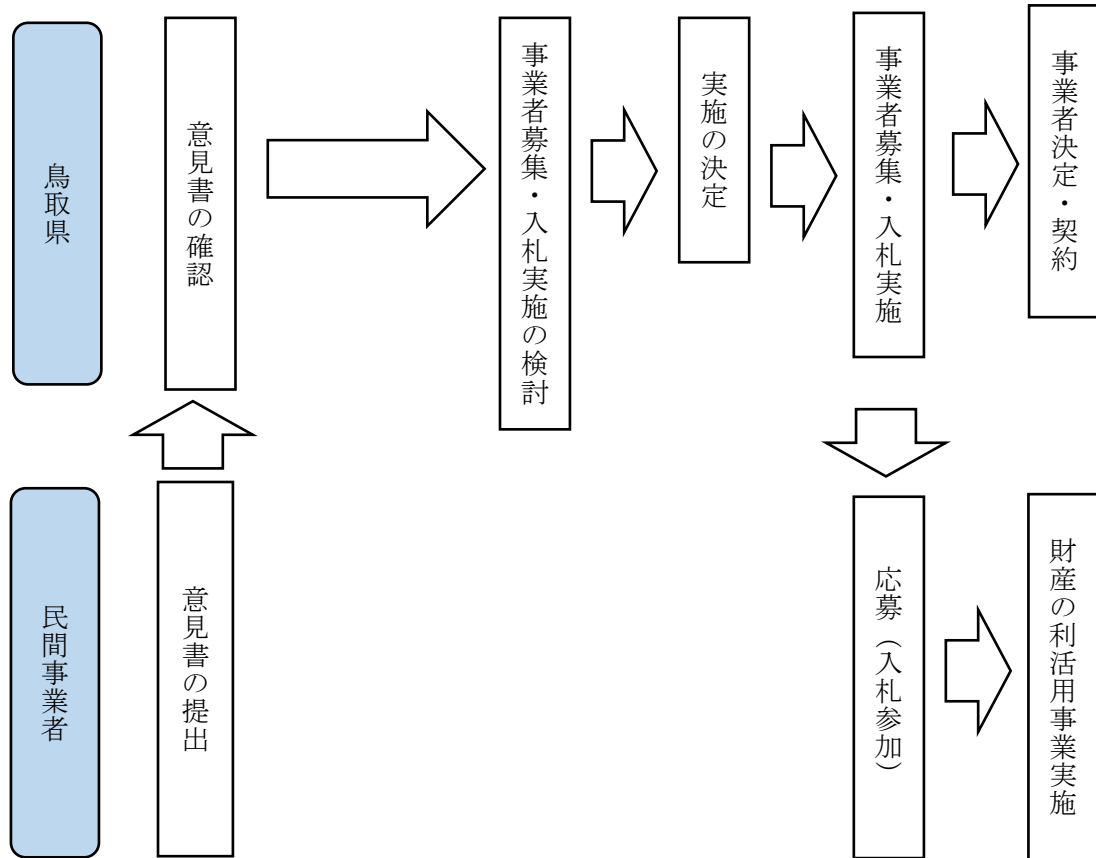
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

電話：0857-26-7612 F A X：0857-26-7616

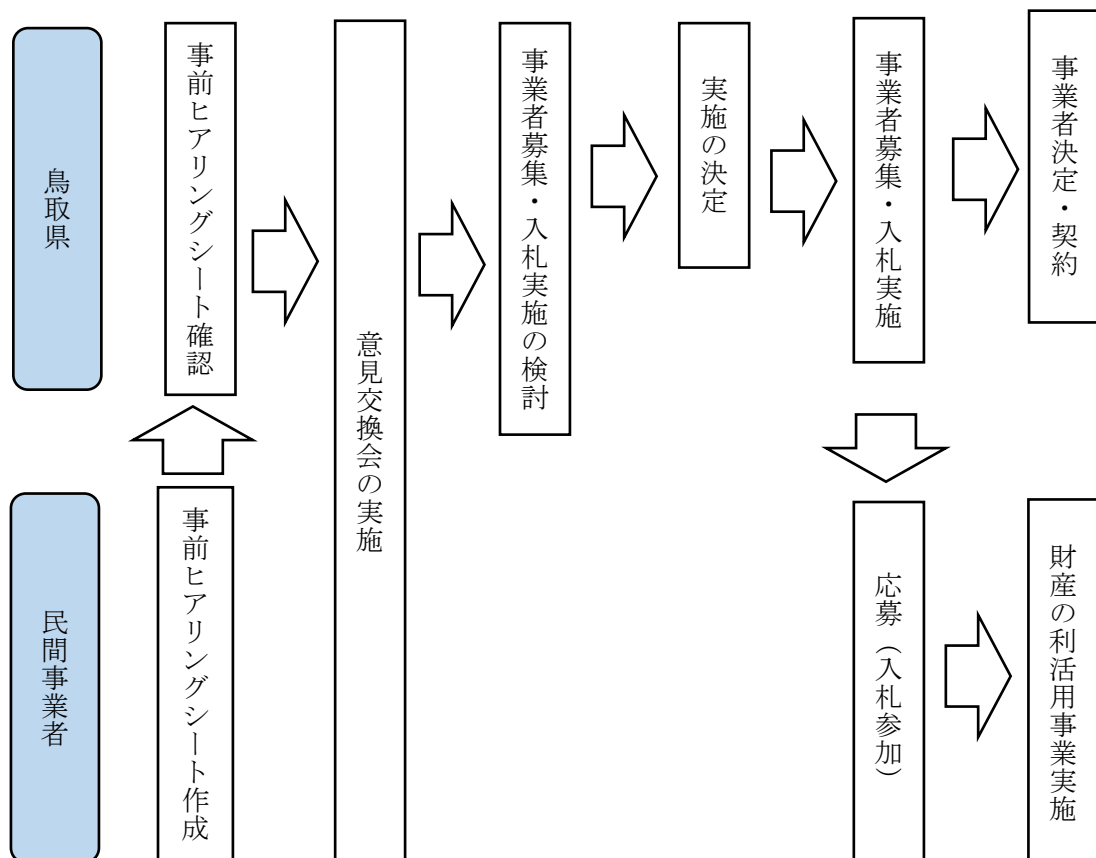
電子メール：gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

【参考】サウンディング調査と今後の流れ

(1) 意見書の提出のみを希望される場合



(2) 意見交換の実施を希望される場合



未利用財産の利活用に係るサウンディング型市場調査 意見書

令和 8 年 月 日

1 貴社（貴団体）の情報等

社名・団体名			
所在地			
ご担当者様	氏名		
	所属		
	電話		
	E-mail		

2 意見内容

(財産の購入・貸付の希望の別)

(購入・貸付希望時期)

(意見・質問事項等)

令和8年 月 日